

新旧対照表

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業所等の人員、設備及び運営に関する基準について

(平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)(抄)

(下線の部分は改正部分)

改正後	現 行
<p>第一 略</p> <p>第二 総論</p> <p>1 事業者指定の単位について</p> <p>(1) 従たる事業所の取扱いについて (略)</p> <p>① 人員及び設備に関する要件</p> <p>ア 略</p> <p>イ 「従たる事業所」の利用定員が障害福祉サービスの種類に応じて次のとおりであること。</p> <p><u>(Ⅰ) 児童デイサービス 5人以上</u></p> <p><u>(Ⅱ) 生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)又は就労移行支援 6人以上</u></p> <p><u>(Ⅲ) 就労継続支援A型又は就労継続支援B型 10人以上</u></p> <p>ウ 略</p> <p>② 略</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) 特定旧法指定施設等が指定障害福祉サービス事業所等へ転換する場合の指定の単位について</p> <p>①～④ 略</p> <p>⑤ <u>小規模作業所等が指定障害福祉サービス事業所へ転換する場合の取扱い</u></p> <p><u>「障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第174号)附則第5条第</u></p>	<p>第一 略</p> <p>第二 総論</p> <p>1 事業者指定の単位について</p> <p>(1) 従たる事業所の取扱いについて (略)</p> <p>① 人員及び設備に関する要件</p> <p>ア 略</p> <p>イ 「従たる事業所」の利用定員が障害福祉サービスの種類に応じて次のとおりであること。</p> <p><u>(Ⅰ) 生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)又は就労移行支援 6人以上</u></p> <p><u>(Ⅱ) 就労継続支援A型又は就労継続支援B型 10人以上</u></p> <p>ウ 略</p> <p>② 略</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) 特定旧法指定施設等が指定障害福祉サービス事業所等へ転換する場合の指定の単位について</p> <p>①～④ 略</p>

2項の規定により、「将来的にも利用者の確保の見込がないものとして都道府県知事が認める地域」に存在する小規模作業所又は地域活動支援センターであって、平成24年3月31日までの間に障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援B型及び多機能型事業所）へ転換する場合は、利用定員の合計は10人以上とすることができる。

2 用語の定義（基準第2条） 略

第三～第四 略

第五 生活介護

1～2 略

3 運営に関する基準

(1)～(10) 略

(11) 準用（基準第93条）

①～② 略

③ 同条の規定により準用される第69条については、次のとおり取り扱うものとする。

（略）

ア 1日当たりの利用者の数

（Ⅰ）利用定員50人以下の指定生活介護事業所の場合

1日当たりの利用者の数（複数の指定生活介護の単位が設置されている場合にあつては、当該指定生活介護の単位ごとの利用者の数。（Ⅱ）及びイにおいて同じ。）が、利用定員（複数の指定生活介護の単位が設置されている場合にあつては、当該指定生活介護の単位ごとの利用定員。（Ⅱ）及びイにおいて同じ。）に150%を乗じて得た数以下となっていること。

（Ⅱ）利用定員51人以上の指定生活介護事業所の場合

1日当たりの利用者の数が、利用定員から50を差し引いた数に125%を乗じて得た数に、75を加えて得た数以下となっていること。

イ 過去3月間の利用者の数

用語の定義（基準第2条） 略

第三～第四 略

第五 生活介護

1～2 略

3 運営に関する基準

(1)～(10) 略

(11) 準用（基準第93条）

①～② 略

③ 同条の規定により準用される第69条については、次のとおり取り扱うものとする。

（略）

ア 1日当たりの利用者の数

（Ⅰ）利用定員50人以下の指定生活介護事業所の場合

1日当たりの利用者の数（複数の指定生活介護の単位が設置されている場合にあつては、当該指定生活介護の単位ごとの利用者の数。（Ⅱ）及びイにおいて同じ。）が、利用定員（複数の指定生活介護の単位が設置されている場合にあつては、当該指定生活介護の単位ごとの利用定員。（Ⅱ）及びイにおいて同じ。）に120%を乗じて得た数以下となっていること。

（Ⅱ）利用定員51人以上の指定生活介護事業所の場合

1日当たりの利用者の数が、利用定員から50を差し引いた数に110%を乗じて得た数に、60を加えて得た数以下となっていること。

イ 過去3月間の利用者の数

過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に125%を乗じて得た数以下となっていること。

ただし、定員11人以下の場合、過去3月間の利用者の延べ数が、定員の数に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数以下となっていること。

4 略

第六 略

第七 短期入所

1 略

2 人員に関する基準

(1) 従業者の員数（基準第115条）

① 併設事業所の場合（第115条）

併設事業所に置くべき従業員の員数は、指定短期入所の利用者の数を、併設本体施設の利用者の数とみなした上で、当該併設本体施設として必要とされる数以上とする。

この場合の「当該併設本体施設として必要とされる数」とは、当該指定障害者支援施設等の指定基準又は最低基準において必要とされる人数をいうものであって、例えば、生活介護を行う障害者支援施設であっても、「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第172号）第4条第1項第1号に掲げる従業者の員数を確保していればよく、「厚生労働大臣が定める施設基準」（平成18年厚生労働省告示第551号）において配置することとなっている員数までは必要ないこと。

② 空床利用型事業所の場合

過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に105%を乗じて得た数以下となっていること。

ウ 経過措置

平成20年3月31日までの間については、アの（I）中「利用定員に120%を乗じて得た数」を「利用定員14人以下の場合あつては、利用定員に3を加えて得た数、利用定員15人以上50人以下の場合にあつては、利用定員に120%を乗じて得た数」と、イ中「利用定員に開所日数を乗じて得た数に105%を乗じて得た数」を「利用定員30人以下の場合にあつては、利用定員に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数、利用定員31人以上の場合にあつては、利用定員に開所日数を乗じて得た数に110%を乗じて得た数」と読み替えて適用するものとする。

4 略

第六 略

第七 短期入所

1 略

2 人員に関する基準

(1) 従業者の員数（基準第115条）

① 併設事業所の場合（第115条）

併設事業所に置くべき従業員の員数は、指定短期入所の利用者の数を、併設本体施設の利用者の数とみなした上で、当該併設本体施設として必要とされる数以上とする。

② 空床利用型事業所の場合

空床利用型事業所に置くべき従業者の員数は、指定短期入所の利用者の数を、指定障害者支援施設等の利用者の数とみなした上で、当該指定障害者支援施設等として必要とされる数以上とする。

この場合の「当該併設本体施設として必要とされる数」とは、①の併設事業所の場合と同じものであること。

なお、介護保険法による指定短期入所生活介護事業所又は基準該当短期入所生活介護事業所について、空床利用型事業所として指定する場合における当該空床利用型事業所に置くべき従業者の員数は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）第121条第1項各号に掲げる指定短期入所生活介護事業所に置くべき従業者の員数を確保していれば足りること。

③～④ 略

(2) 略

4 略

第八～第十二 略

第十三 就労継続支援A型

1～2 略

3 運営に関する基準

(1)～(2) 略

(3) 賃金及び工賃（基準第192条）

雇用契約を締結している利用者については、契約上の賃金を支払うこと。なお、最低賃金適用除外許可申請に関しては、別に通知するところによる。

また、雇用契約によらない利用者に対する工賃の支払については、生産活動に係る事業の収入から、上記雇用契約を締結している者に対する賃金も含め、生産活動に必要な経費を控除した額に相当する金額を支払うこと。

さらに、雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる一月あたりの工賃の平均額は、3,000円を下回ってはならないこと。ただし、一月あたりの利用者の利用日数が極端に少ない場合については、都道府県知事の判断により、当該影響を排除した計算方法により

空床利用型事業所に置くべき従業者の員数は、指定短期入所の利用者の数を、指定障害者支援施設等の利用者の数とみなした上で、当該指定障害者支援施設等として必要とされる数以上とする。

なお、介護保険法による指定短期入所生活介護事業所又は基準該当短期入所生活介護事業所について、空床利用型事業所として指定する場合における当該空床利用型事業所に置くべき従業者の員数は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）第121条第1項各号に掲げる指定短期入所生活介護事業所に置くべき従業者の員数を確保していれば足りること。

③～④ 略

(3) 略

4 略

第八～第十二 略

第十三 就労継続支援A型

1～2 略

3 運営に関する基準

(1)～(2) 略

(3) 賃金及び工賃（基準第192条）

雇用契約を締結している利用者については、契約上の賃金を支払うこと。なお、最低賃金適用除外許可申請に関しては、別に通知するところによる。

また、雇用契約によらない利用者に対する工賃の支払については、生産活動に係る事業の収入から、上記雇用契約を締結している者に対する賃金も含め、生産活動に必要な経費を控除した額に相当する金額を支払うこと。

算出した工賃の平均額をもって本規定を適用することが可能であること。

なお、都道府県は、前年度の工賃の平均額が月額 3,000 円を下回る場合、工賃を向上させるための指導を行うこと。

(4)～(8) 略

第十四 就労継続支援 B 型

1～2 略

3 運営に関する基準

(1) 工賃の支払等（基準第201条）

利用者それぞれに対し支払われる一月あたりの工賃の平均額は、3,000 円を下回ってはならないこと。

ただし、一月あたりの利用者の利用日数が極端に少ない場合については、都道府県知事の判断により、当該影響を排除した計算方法により算出した工賃の平均額をもって本規定を適用することが可能であること。

なお、都道府県は、前年度の工賃の平均額が月額 3,000 円を下回る場合、工賃を向上させるための指導を行うこと。

また、指定就労継続支援 B 型事業者は、毎年度、当該年度における目標工賃と、前年度における工賃実績を利用者に通知するとともに、都道府県に届け出なければならないこと。

おって、具体的な届出方法については別に通知するところによる。

(2) 略

4 略

第十五～第十七 略

第十八 附則

1～12 略

13 指定共同生活介護事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例（基準附則第 18 条の 2）

(1) 指定共同生活介護事業所の利用者のうち、重度訪問介護又は行動援護の対象者であって、区分 4 以上に該当する者が、共同生活住居内において、居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合に限り、平成 21 年 3 月 31 日までの間、当該利用者については、基準第 147 条第 3 項の規

(4)～(8) 略

第十四 就労継続支援 B 型

1～2 略

3 運営に関する基準

(1) 工賃の支払等（基準第201条）

都道府県は、前年度の工賃の平均額が月額 3,000 円を下回る場合、工賃を向上させるための指導を行うこと。

また、指定就労継続支援 B 型事業者は、毎年度、当該年度における目標工賃と、前年度における工賃実績を利用者に通知するとともに、都道府県に届け出なければならないこと。

なお、具体的な届出方法については別に通知するところによる。

(2) 略

4 略

第十五～第十七 略

第十八 附則

1～12 略

13 指定共同生活介護事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例（基準附則第 18 条の 2）

指定共同生活介護事業所の利用者のうち、重度訪問介護又は行動援護の対象者であって、区分 4 以上に該当する者が、共同生活住居内において、居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合に限り、平成 21 年 3 月 31 日までの間、当該利用者については、基準第 147 条第 3 項

定を適用しないものとする。

(2) 指定共同生活介護事業所の利用者のうち、区分4以上に該当する者が、共同生活住居内において、居宅介護（「居宅における身体介護が中心である場合」に限る。）の利用を希望し、次の①及び②の要件のいずれにも該当する場合に限り、平成21年3月31日までの間、当該利用者については、基準第147条第3項の規定を適用しないものとする。

① 当該利用者の個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていること。

② 居宅介護の利用について、市町村が必要と認めること。

(3) 前2項の場合、基準第138条第1項第2号に掲げる当該指定共同生活介護事業所に置くべき生活支援員の員数については、当該利用者を除き、適用するものとする。

14 略

の規定を適用しないものとする。

この場合、基準第138条第1項第2号に掲げる当該指定共同生活介護事業所に置くべき生活支援員の員数については、当該利用者を除き、適用するものとする。

14 略